

# 入札説明書

情報機器（PC及びプリンタ）の賃貸借に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 公告日

令和4年12月26日（月）

## 2 入札に付する事項

- (1) 契約名  
令和4年度 情報機器（PC及びプリンタ）の賃貸借
- (2) 賃貸借内容  
ノート型パソコン24基及びプリンタ3基  
詳細は、「仕様書」のとおり
- (3) 納入場所  
公益財団法人群馬県建設技術センター執務室及び試験棟
- (4) 契約方法  
総価契約
- (5) 納入期限  
令和5年3月20日（月）

## 3 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本公告の日から入札の日までの間において、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 入札の日において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (4) 群馬県財務規則第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿に登録されている者であって、等級格付区分がAの者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (6) 資格者名簿において、本社又は委任先営業所の所在地が前橋市内にあること。
- (7) 資格者名簿において、営業品目に情報機器（リース）の登録があること。

## 4 書類等の提出

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、次に従い書類等を提出しなければならない。なお、提出期限日までに書類等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、この公告の競争入札に参加することができない。
  - ア 書類等の提出期限  
令和5年1月10日（火）午後5時まで（書類提出受付は、群馬県の休日を定める条例（以下、休日条例）第1条に規定する休日を除く日の午前9時から12時及び午後1時から5時まで）
  - イ 提出する書類等の提出方法  
提出する書類は、総務経営課に直接持参するものとし、郵送による提出は認めない。  
なお、上記による提出が不可能な者は、契約担当者と協議するものとする。
- (2) 提出する書類は、次のとおりとする。
  - ア 入札参加申請書（別記様式第1号）

- イ 課税（免税）事業者届出書
  - ウ PC及びプリンタの型式及び仕様等の確認ができるパンフレット・カタログ等（任意様式）  
（複数掲載されている場合は、当該箇所が明確にわかるようにして提出すること）
  - エ 返信用封筒として、表に入札者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金の切手を貼った長形3号封筒
- (3) 参加資格の確認は、書類等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和5年1月11日（水）までに、入札参加資格確認通知書（別記様式第2号。以下「確認通知書」という。）により通知する。
- (4) その他
- ア 提出する書類等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
  - イ 公益財団法人群馬県建設技術センターは、提出された書類等を、本件入札以外に提出者に無断で使用しない。
  - ウ 入札参加資格の審査において疑義が生じたときは、提出された書類等の再提出を求めることがある。
  - エ 提出された書類等は、提出期限日以降において差し替え及び再提出は認めない。
  - オ 提出された書類等は返却しない。

## 5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、群馬県建設技術センターに対して入札参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（別記様式第3号）により説明を求めることができる。
- 1) 提出期間 通知を行った日の翌日から起算して5営業日以内（休日条例第1条に規定する休日を除く日の午前9時から12時及び午後1時から5時まで）に持参 郵送不可
  - 2) 提出場所 総務経営課
- (2) 説明を求められたときは、申立て受付最終日の翌日から開札の時までの期間に説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 6 入札説明書等に関する質問受付期間等

- (1) 受付期間  
令和4年12月26日（月）から令和5年1月10日（火）まで（受付は、休日条例第1条に規定する休日を除く日の午前9時から12時及び午後1時から5時まで）
- (2) 受付場所  
〒371-0854 前橋市大渡町一丁目10番地の7  
公益財団法人群馬県建設技術センター 企画研修課 担当：伊能、深津  
電話：027-251-6893  
FAX：027-251-7484

## 7 入札及び開札の日時並びに場所等

- (1) 入札及び開札日時  
令和5年1月23日（月） 午前10時 入札即時開札
- (2) 入札及び開札場所  
公益財団法人群馬県建設技術センター 会議室  
前橋市大渡町一丁目10番地の7 群馬県公社総合ビル 7階
- (3) その他  
入札の際には、資格有りの確認通知書を持参すること。入札執行時に持参しなかった場合は入札に参加できない場合がある。

## 8 入札方法等

- (1) 入札の方法  
入札者の直接持参による。
- (2) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、群馬県財務規則の規定を守ること。

- (3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為をしないこと。
- (4) 入札書記載金額について  
落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を、入札書に記載すること。
- (5) 第1回の入札において落札者がいないときは、第2回目の入札を行うことがある。  
なお、2回目の入札で落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。

## 9 入札保証金

免除（群馬県財務規則第173条第1項第2号該当）

## 10 契約保証金

免除（群馬県財務規則第199条第1項第3号該当）

## 11 開札

開札は、上記7に掲げる日時において、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。また、入札者又はその代理人から要求があった場合には、立ち会いを認めるものとする。

## 12 入札の無効

- (1) 次の各号に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
  - 1) 資格有の確認通知書を交付されなかった者又は入札日までに入札参加資格を失うことになった者は、入札の参加を認めない。
  - 2) 申請書等に虚偽の記載を行ったものの入札
  - 3) 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき
  - 4) 入札に際し、不正の行為があったとき
  - 5) その他、入札に関する条件に違反したとき
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

## 13 落札者の決定方法

- (1) 群馬県財務規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札者が二者以上いるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

## 14 落札の公表

落札者は、公益財団法人群馬県建設技術センターホームページ上で公表する。

## 15 契約書の作成

契約書案（別記様式第4号）により、契約書を作成するものとする。落札通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に理由があると認められた場合は、この限りではない。期間内に契約締結に応じないときは、契約の相手方となる資格を失う。

## 16 その他

- (1) 入札参加者は、この入札説明書の内容を熟知した上で入札しなければならない。また、入札後、当該内容についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出書類等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を受けることがある。
- (4) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手續以外の目的で使用してはならない。